

保安林における制限等について

● 保安林制度とは

保安林制度とは、森林の持つ公益的機能を特に発揮させる必要がある森林を保安林として指定し、立木の伐採や土地の形質の変更行為等を制限することにより、その森林の適切な保全と森林施業を確保する制度です。

保安林に指定されると、また、保安林ごとに取扱方法（このことを指定施業要件といいます）が定められるとともに、伐採をする時や作業道などを作りたい時に許可や届出が必要になります。一方で固定資産税が免除になるなどの優遇措置があります。

● 指定施業要件と伐採後の植栽の義務

「指定施業要件」として、立木の伐採の方法及び限度並びに伐採後の植栽の方法、期間、樹種が定められています。

「立木の伐採の方法」には「禁伐」「択伐」「皆伐（伐採種を定めない）」があり、択伐に指定された保安林では皆伐はできません。

皆伐をする場合の伐採面積の上限も定められており、上限面積が1 haと指定された保安林では1 haを超えて皆伐はできません。

択伐をする場合も択伐率の上限が定められており、択伐率30%と指定された保安林では30%を超えて択伐はできません。

主伐ができる立木は、原則として標準伐期齢以上のものとなっています。また、間伐できる箇所は樹冠疎密度が8/10以上の箇所となっており、間伐する場合の間伐率の上限も定められており、間伐率30%と指定された保安林では30%を超えて間伐はできません。

さらには、伐採跡地への植栽の義務が、森林所有者等には課せられており、植栽する場合の植栽樹種と本数も定められています。（森林法第34条の4）

森林所有者が植栽の義務を果たさないときは、知事は森林所有者に対して、期間を定めて、指定施業要件と同一の植栽の方法により、同一の樹種のものを植栽すべき旨を命じることができ（監督処分）、森林所有者が監督処分に従わないときは森林法の罰則規定が適用されます。

● 皆伐をするときは伐採許可が必要

皆伐ができる保安林でも、皆伐しようとするときは知事の許可が必要です。

一定区域ごとに皆伐できる面積の総枠が決まっており、年4回（2月1日、6月1日、9月1日、12月1日（これらの日が日曜日に当たるときはその翌日、これらの日が、土曜日に当たるときは、その翌々日））伐採限度面積が公表されますので、この日から30日以内に農林事務所に申請書を提出して知事の許可を受けなければなりません。（森林法第34条第1項）

また、伐採終了後は、30日以内に伐採終了届を知事あて提出しなければなりません。

伐採終了届を提出した者が森林所有者でないときは、森林所有者にも通知しなければなりません。

知事は、許可を受けずに皆伐をした者に対して伐採の中止を命じることができ、伐採跡地には、期間、方法及び樹種を定めて造林するよう命じることができます（監督処分）。悪質な場合は森林法の罰則規定が適用されます。

● 人工林を択伐するときは届出が必要

スギ・ヒノキなどの人工林を択伐しようとするときは、伐採開始日の 90 日～20 日前までに農林事務所に知事あての届出書を提出しなければなりません。(森林法第 34 条の 2)

知事は、届出をせずに択伐をした者に対して、伐採跡地に、期間、方法及び樹種を定めて植林するよう命ずることができ(監督処分)、悪質な場合は森林法の罰則規定が適用されます。

なお、択伐届は、佐賀市、唐津市、鳥栖市、小城市、嬉野市、神埼市においては権限委譲により市長に届け出るようになっておりますので、お間違えのないようにしてください。

● 天然林を択伐するときには許可が必要

広葉樹などの天然林を択伐しようとするときは、伐採開始の 30 日前までに農林事務所に申請書を提出して知事の許可を受けなければなりません。(森林法第 34 条)

択伐届は人工林のみに限られていますので、間違えないようにしてください。(森林法第 34 条の 2 括弧書き)

また、伐採終了後は、30 日以内に伐採終了届を知事あて提出しなければなりません。

伐採終了届を提出した者が森林所有者でないときは、森林所有者にも通知しなければなりません。

知事は、許可を受けずに択伐をした者に対して、伐採の中止を命ずることができ、伐採跡地には、期間、方法及び樹種を定めて造林するよう命ずることができ(監督処分)。悪質な場合は森林法の罰則規定が適用されます。

● 間伐をするときは届出が必要

間伐をするときは、伐採開始日の 90 日～20 日前までに農林事務所に知事あての届出書を提出しなければなりません。(森林法第 34 条の 3)

ただし、除伐は届出はいりません。

届出をせずに間伐をすると、悪質な場合は森林法の罰則規定が適用されます。

なお、間伐届は、佐賀市、唐津市、鳥栖市、小城市、嬉野市、神埼市においては権限委譲により市長に届け出るようになっておりますので、間違えないようにしてください。

● 土地の形質の変更には許可(作業許可)が必要

農林事務所に申請書を提出して知事の許可を受けなければ、

- ①立竹を伐採し、
- ②立木を損傷し、
- ③家畜を放牧し、
- ④下草、落葉若しくは落枝を採取し、
- ⑤土石若しくは樹根の採掘、
- ⑥開墾その他の土地の形質を変更する行為

をしてはなりません。(森林法第 34 条第 2 項)

許可を受けずに土地の形質の変更をした場合は、知事はその行為の中止を命じ、期間を定めて復旧するよう命ずることができ(監督処分)。悪質な場合は森林法の罰則規定が適用されます。

● 作業許可のできる作業(工事)は限定的

しかし、作業許可で、何でも作業ができるわけではありません。

保安林の保安機能の維持に支障を及ぼさない場合のみ許可されますので、保安機能の維持に支障をきたすような作業はできません。

許可できるものの基準は次のとおりです。

1 森林の施業・管理に必要な施設

(1) 林道（車道幅員が4 m以下のものに限る。）及び森林の施業・管理の用に供する作業道、作業用索道、木材集積場、歩道、防火線、作業小屋等を設置する場合。

(2) 森林の施業・管理に資する農道等で、規格及び構造が(1)の林道に類するものを設置する場合。

2 森林の保健機能の増進に資する施設

保健保安林の区域内に、森林の保健機能の増進に関する特別措置法第2条第2項第2号に規定する森林保健施設に該当する施設を設置する場合であって、次の要件を満たすもの。

（次の要件は省略）

3 森林の有する保安機能を維持・代替する施設

(1) 森林の保安機能の維持・強化に資する施設を設置する場合。

(2) 保安林の転用に当たり、当該代替保安林の機能に代替する機能を果たすべき施設を転用に係る区域外に設置する場合。

4 その他

(1) 上記1から3に規定する以外のものであって次に該当する場合。

① 施設等の幅が1 m未満の線的なものを設置する場合。（例えば、水路、へい、柵等）

② 変更行為に係る区域の面積が0.05ha未満で、切土又は盛土の高さがおおむね1.5m未満の点的なものを設置する場合。（例えば、標識、掲示板、墓碑、電柱、気象観測用の百葉箱及び雨量計、送電用鉄塔、無線施設、水道施設、簡易な展望台等）

ただし、区域内に建築物を設置するときには、建築面積が50㎡未満であって、かつその高さがその周囲の森林の樹冠を構成する立木の期待平均樹高未満であるものに限ることとし、保健、風致保安林内の区域に建築物以外の工作物を設置するときには、その高さがその周囲の森林の樹冠を構成する立木の期待平均樹高未満であるものに限ることとする。

(2) その他

① 一時的な変更行為であって次の要件を満たす場合。ただし、一般廃棄物又は産業廃棄物を堆積する場合は除く。

ア 変更行為の期間が原則として2年以内のものであること。

イ 変更行為の終了後は植栽され確実に森林に復旧されるものであること。

ウ 区域の面積が0.2ha未満のものであること。

エ 土砂の流出又は崩壊を防止する措置が講じられるものであること。

オ 切土又は盛土の高さがおおむね1.5m未満のものであること。

* なお、4(2)はア～オのすべてを満たす場合のみ許可されますので、注意してください。

● 作業許可の注意点

作業許可には許可期限がありますので、再度許可が必要な場合は、期限切れにならないよう余裕をもって許可手続きを行ってください。

作業許可申請は、立木の伐採許可申請と違って、行為をする前にいつでも申請ができます。しかし、立木の伐採を伴う行為については、別に手続きが必要で、同法第 34 条第 1 項に基づき許可を受けなければならない場合と、森林法施行規則第 60 条に基づき、届出書を提出しなければならない場合があります。詳しくは県庁森林整備課、もしくは最寄りの農林事務所までお尋ねください。

● 保安林の解除

作業許可で対応できないものは、保安林解除となりますが、保安林解除の要件はとても厳しく、「指定理由の消滅」又は「公益上の理由」以外は解除できません。

たとえば、家を建てようとしたとき、所有する土地が保安林しかない場合でも、「所有しているから」という理由での解除はできません。

公益的機能を果たしている保安林を解除してまでも転用しなければならないという理由付けが必要です。

また、保安林解除申請には多大な経費と時間がかかります。多大な経費と時間をかけても、解除できなかった事例もたくさんあります。

保安林に指定するということは、恒久的に森林として維持するということを念頭に置いていますので、保安林を売買するときは、十分に注意してください。